

2026年5月21日
愛知製鋼株式会社

元役員らに対する不正競争防止法違反に係る損害賠償請求訴訟について

本日、当社元役員らによる不正競争防止法違反に係る営業秘密侵害に関して提起していた損害賠償請求訴訟について、東京地方裁判所より当社の請求を一部認容する判決が言い渡されました。

今回の判決では、本件裁判で当社が主張した元役員らによる当社営業秘密の不正開示の事実の一部が認定されました。さらに、元役員らによる図利加害目的*がないとの主張についても、この主張を退ける判断が示されました。その結果、元役員らの損害賠償責任が認められました。

本件において、当社はこれまで営業秘密を守るために、事実に基づく丁寧な説明と主張、適切な法的手続きを誠実に行っており、元役員らによる当社営業秘密の不正開示及び図利加害目的が裁判所から明確に認定された点において、当社がこれまで行ってきた主張の正当性が認められたものと受け止めております。

企業の知的財産とは、「多くの人のノウハウ、知見、経験を長年積み重ね、組み合わせて構成されているもの」であります。当社は、それらの知的財産を重要な企業の資産と位置付け、その保全と適切な管理を徹底しております。今回の判決は、当社の知的財産を適切に保護するための対応が、司法の場においても支持されたものと考えております。

※図利加害目的：不正の利益を得る目的または営業秘密保有者に損害を加える目的

以上